委　託　契　約　書（案）

　大分県知事　佐藤　樹一郎（以下、「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　（以下、「乙」という。）とは、大分県地方税電子申告システム等ＡＳＰサービス提供業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、大分県地方税電子申告システム等ＡＳＰサービス提供業務を乙に委託し、乙は信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

（委託業務の仕様等）

第２条　乙は、この契約に定めるものの他、大分県地方税電子申告システム等ＡＳＰサービス提供業務仕様書（以下、仕様書という。）に基づき、地方税共同機構（以下、「機構」という。）が運営する地方税電子申告システム（以下、「ｅＬＴＡＸ」という。）のうち、次のシステムに係るＡＳＰサービスの提供、当該サービスに係る技術的支援及びサービスを提供するための導入作業（以下、「ＡＳＰサービス提供等」という。）を実施するものとする。

ア　審査システム

イ　電子申請・届出システム

ウ　国税連携システム

エ　地方税共通納税システム

オ　電子申告等データの基幹連携機能

２　乙は、ＡＳＰサービス提供等にあたり、機構が制定したｅＬＴＡＸ関連各種規約、要綱等を遵守しなければならない。

（委託期間）

第３条　この契約の期間は、契約締結の日から令和８年１２月２０日までとする。

ただし、ＡＳＰサービス提供期間（仕様書１（３）に記載のＡＳＰサービス提供期間をいう。）は、【現行と同業者が落札した場合】令和６年１２月２１日から開始する。【現行と別業者が落札した場合】令和６年１２月８日から開始する。

なお、委託金額はＡＳＰサービス提供期間に応じて生ずるものとする。

（委託金額）

第４条　委託金額は、金　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金

円）とする。

（１）各月の委託金額は、金　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　円）とする。

（２）ＡＳＰサービスの提供が開始される令和６年１２月の月額委託料は、期間が一月に満たないため、開始後運用日数を月の運用日数で除した率（３１分の　　の率）に委託金額の月額を乗じた額　金　　　　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　　　　　　　　円）とする。

（３）ＡＳＰサービスの提供が終了する令和８年１２月の月額委託料は、期間が一月に満たないため、当該月の日数を運用日数で除した率（３１分の２０の率）に委託金額の月額を乗じた額

金　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　　円）とする。

（４）各会計年度の委託金額は、下記のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和６年度 | 金　　　　　　　　　円 | （令和6年12月 | 月額　金　　　　　　　　円） |
|  |  | （令和6年1～ 3月 | 月額　金　　　　　　　　円） |
| 令和７年度 | 金　　　　　　　　　円 | （月額　金　　　　　　　　円） |
| 令和８年度 | 金　　　　　　　　　円 | （令和8年4～11月 | 月額　金　　　　　　　　円） |
|  |  | （令和8年12月 | 月額　金　　　　　　　　円） |

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、大分県契約事務規則第５条第３項第９号により免除する。

（委託業務の調査等）

第６条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況に関し調査し、又は報告を求めることができる。

（委託業務内容の変更等）

第７条　甲は、必要があるときは委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。

この場合において、変更等の内容が、契約に定める金額、履行期間及びその他契約条件に影響を及ぼすと認められるときは、変更契約を締結するものとする。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。

（主任担当者の選任）

第８条　甲及び乙は、それぞれ本業務の履行に関する連絡・確認を行う主任担当者を選任するとともに、主任担当者選任届（様式１）をもって相手方に通知するものとする。

２　乙は、前項に掲げる主任担当者又は従事体制を変更する場合には、甲に対し主任担当者等変更協議書（様式２）をもって協議を申し入れ、了解を得た範囲においてのみ行うものとする。

（技術者の能力）

第９条　乙は、導入作業及びサービス提供等においては、ｅＬＴＡＸに精通し、本業務を実施する十分な技術力と経験を有する職員を配置しなければならない。

２　甲は、乙の委託業務に従事する者のうち、業務の履行について著しく不適当だと認められる者があるときは、乙に対してその交替その他必要な措置を求めることができる。

（定期協議の実施）

第１０条　甲及び乙は、委託業務が完了するまでの間、問題点の協議・解決、その他委託業務の履行のため必要な事項を確認するため、定期的に協議を行うものとする。

なお、本協議の頻度等については、甲乙協議のうえ定める。

２　甲及び乙は、上記の定めによらず、必要に応じて協議を求めることができるものとする。

３　甲は、必要に応じて、甲の指定する者を本協議に出席させることができるものとする。

４　乙は、必要に応じて、乙の指定する者を本協議に出席させることを甲に要請することができるものとする。

（役割分担）

第１１条　委託業務の履行のために甲及び乙がそれぞれ行うべき作業の範囲については、本契約及び仕様書に定めのあるものを除き、甲乙協議のうえ定める。

（データ移行）

第１２条　甲は、乙の運営するインターネットデータサービスセンタ（以下「データセンタ」とい

う。）内の審査システムサーバに移行すべきデータについて、甲の責任において磁気記録媒体に格納し、事前に定めた場所において乙に引き渡すものとする。

２　乙は、引き渡しを受けたデータについて、乙の責任においてデータセンタ内の審査システムサ

ーバに格納するものとする。データの移動に関しては最善の注意を払うものとし、データ移行後の磁気記録媒体については、乙の責任において物理的に破壊するものとし、甲に対して破壊に係る証明書を提出すること。

３　データ移行に要する費用については、乙の負担とする。

（権利の帰属）

第１３条　本契約に基づき乙から甲に提供される本サービスに係るソフトウェア等の一切の権利は、別に定める場合を除き、乙又は該当ソフトウェアの開発者に帰属する。

２　本サービスの利用に伴い、甲において開発したソフトウェアの権利は、甲に帰属するものとする。甲が権利を有するソフトウェアについて、甲の承認を受けて乙が機能改善等を行った場合も、機能改善等をした部分も含めてソフトウェアの権利は、甲に帰属するものとする。

（ソフトウェアの使用許諾等）

第１４条　乙は、甲に対しサービスを提供するに当たって、別に定める場合を除き、甲が本サービスを利用するために必要なソフトウェア等を使用する非独占的な権利のみを許諾するものとし、甲は、本サービスに係る著作権その他の権利を取得しないものとする。

（受託者の義務）

第１５条　乙は、本業務の履行について、事業者として法律上すべての責任を負うものとする。

２　乙は、甲に提供するソフトウェア等について、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

３　乙は、その使用人に対し、労働基準法及びその他労働関係法令上、使用者としてのすべての責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第１６条　甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、継承せしめ、又は担保の目的に供してはならない。

（再委託の禁止等）

第１７条　乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、事前に甲と協議し、書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

２　前項の主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

３　乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

　なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

４　前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

５　第３項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

６　乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

７　第１項ただし書きの場合、乙は、自らの責任で再委託先（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号の子会社を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させることを条件として、甲の機密情報又は個人情報を再委託先に提供し、これを利用させることができるものとする。

８　前７項の規定は、甲の承認を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

（資料の提供）

第１８条　乙は、本業務の履行に関し、甲が所有する資料及び情報が必要な場合には、甲に対して貸与又は開示を求めることができる。

２　甲は、資料や情報を乙に貸与又は開示するに当たって、乙が本業務の実施目的の範囲内で使用できることを保証するものとする。

（機密の保持）

第１９条　甲及び乙は、本契約における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から開示を受ける技術上・行政上等の情報であって、次の各号に該当するものと定義する。

（１）秘密である旨が記載された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として開示される情報

（２）秘密である旨を告知したうえで、口頭で開示される情報であって、口頭による開示後１０日

以内に当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により開示されたもの

２　甲及び乙は、相手方の書面により承認を得ず、本契約に関連して知り得た相手方固有の機密情報を、本契約期間はもとより、本契約終了後も第三者に開示・漏洩してはならない。

３　甲及び乙は、前各項の規定に関わらず、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わない。ただし、機密情報に該当しないことは、これを主張する側において明らかにしなければならない。

（１）開示の時点で、既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責めによらず公知となったもの。

（２）甲又は乙が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの。

（３）第三者から機密保持義務を負うことなく、正当に入手したもの。

（４）相手方から開示後に作成されたもので、相手方からの情報によらないもの。

４　第２項の規定は、法令により開示が義務づけられている場合、若しくは監督官庁の指示又は命令に基づく場合には、適用されないものとする。

（個人情報の保護）

第２０条　乙は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項に規定する個人情報をいう。）について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

（情報の管理）

第２１条　甲は、次に掲げる事項について、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

（１）ユーザＩＤ及びパスワードを第三者に漏洩することのないよう厳重に保管すること。

（２）本サービスの利用に当たり、乙が定める条件で設備の設定及びネットワークに接続し、その環境を維持すること。

（３）本サービスの利用マニュアル等の原本又はコピーを、乙の書面による事前の同意なしに第三者に開示しないこと。

（４）操作端末等のハードウェアに変更が生じる場合には、甲は、事前に乙に連絡し、技術的指導を受けること。

２　乙は、本業務によりデータセンタ内に設置されたサーバに格納されたデータについて、善良なる管理者の注意を持って管理するものとする。

３　乙は、前項のデータについて、次のとおり保管する。

（１）データセンタ内のサーバに審査システムに関するデータを１０年度分保管するものとする。

（２）サーバに格納されたデータを記録媒体等に移す場合には、事前に甲に連絡し、甲の承認を受けることとする。

（３）乙は、データの管理について善良なる管理者の注意をもって管理する。

４　甲は、本契約が終了した場合、本サービスの利用のために乙から提供された機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料については、直ちに乙に返還し、甲の設備に格納されたソフトウェア及び資料については、甲の責任において消去するものとする。

５　乙は、本契約が終了した場合、本サービスを提供するために甲から提供された資料については、直ちに甲に返還し、データセンタ内のサーバ等に記録されたデータについては、乙の責任において消去するものとする。

６　甲が本契約の終了後に他の認定委託先事業者へ変更する場合には、乙は、自らの責任と費用負担においてデータ移行等を実施するものとする。

（業務完了通知及び検査）

第２２条　乙は、毎月のＡＳＰサービス提供等が完了したときは、委託業務完了報告書（様式３）に成果品一覧表（様式４）と成果品を添えて、速やかに甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項に規定する通知を受けたときは、その日から起算して１０日以内に検査しなければならない。

３　甲は検査期間内に補正を命ずるものとし、甲から乙に書面による補正命令がないときは、検査は合格したものとみなす。

（委託金額の支払）

第２３条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って、委託金額の支払を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して３０日以内に委託金額を支払わなければならない。

（甲の監査権）

第２４条　甲は、本業務の実施により蓄積される情報の管理、その他確認を要する事項について、必要に応じ監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し、必要な情報を提供するものとする。これに要する費用は甲の負担とする。

（契約不適合責任）

第２５条　乙が第２２条により委託業務が完了した後、仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容と適合しないこと（以下、「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

２　仕事の目的物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかった場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。

ただし、契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。

３　仕事の目的物について契約不適合があった場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。

ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。

４　甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

ただし、乙がその材料や指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。

５　甲が契約不適合を知ったときから１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

（第三者に及ぼした損害）

第２６条　本契約の履行に関して、第三者に損害を及ぼした場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。

ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生したものについては、甲の負担とする。

２　甲は前項の乙が負担すべき賠償額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、賠償額の減額について協議を行うものとする。

３　甲が、乙から提供されたサービスを利用したことにより、第三者の著作権その他知的財産権を侵害したという理由で、甲が第三者から損害賠償の請求を受けた場合には、甲は速やかに乙に報告し、乙は自らの費用負担と責任により、これを解決する。

ただし、甲の責めに帰すべき事由に起因する場合は除くものとする。

４　前３項の解決については、甲乙協力してこれに当たるものとする。

（事故等の報告）

第２７条　乙は、本件委託業務の遂行に支障のある事故の発生を知ったときは、速やかに処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

（事情変更による契約内容の変更）

第２８条　契約締結後において、天災地変その他不測の事故又は経済情勢の激変により、契約内容が著しく不適当と認めるに至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手方と協議のうえ、契約金額、履行期限その他契約の内容を変更することができる。

（契約書作成等の費用）

第２９条　この契約書及びこの契約を履行するための必要な書類等の作成費用は、乙の負担とする。

（履行遅延の場合の遅延利息）

第３０条　乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了出来ない場合において、当該期限後において完了する見込みがあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

２　甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期限延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応じるものとする。

３　第１項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年２．５％の割合で計算した額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又はその額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

（一時停止）

第３１条　乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲への事前の通知又は承諾を要することなく、

本業務の提供の全部又は一部を停止することができる。ただし、停止した場合及び復旧した場合には、速やかに甲に連絡するものとする。

（１）提供するサービス用の設備等における突然の故障により保守を行う場合

（２）天災地変その他不測の事故等によりサービスを提供することができない場合

（３）第三者の加害行為、その他乙の責めに帰すことのできない事由によりサービスを提供することができない場合

２　乙は、次の各号の一に該当する場合は、甲に事前に通知して承諾を得たうえ、本件業務の提供の全部又は一部を停止することができる。

（１）提供するサービス用の設備等における定期点検を行う場合

（２）提供するサービス用の設備等における保守又は工事上やむを得ない場合

（３）提供するサービスに係る電気通信回線について、電気通信事業者がその提供を中止する場合

３　停止期間中の委託料の取扱については、甲乙協議のうえ、定める。

（紛争の解決方法）

第３２条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の本庁所在地を所管する裁判所を管轄裁判所とする。

（契約の解除）

第３３条　甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

（１）履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

（２）乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。

（３）契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

（４）乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

（５）本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき

（義務違反の場合における損害賠償）

第３４条　乙は、第３３条第５号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

２　甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

（特約事項）

第３５条　この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期

継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、当該契約は解除する。

（契約外の事項）

第３６条　この契約に定める事項及びこの契約に定めのない事項に関する疑義については、必要に応じ甲乙協議して定める。

この契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえそれぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　甲　　　　　　大分県大分市大手町３丁目１番１号

　　　 　　　　 　　　大分県知事　　佐藤　樹一郎

乙